

244 教育刷新委員会委員長報告「大学の地方委譲自治尊重並

びに中央教育行政の民主化に関する件」文部大臣へ回付

〔昭和二十二年十二月〕

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------|---|-----------|-----------|-----------|------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 起 | 案 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 上奏 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 閣議決定 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 施行 | 昭和三十二年十二月 | 日 |
| | 案 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 昭和三十二年十二月 | 日 | 昭和三十二年十二月 |

(注記1)

(注記2)

内閣官房長官 内閣事務官

(佐藤)

内閣総理大臣 花押

内閣官房次長 花押

| | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 外務大臣 花押 | 文部大臣 花押 | 運輸大臣 花押 | 西尾國務大臣 花押 |
| 内務大臣 花押 | 厚生大臣 花押 | 逓信大臣 花押 | 和田國務大臣 花押 |
| 大蔵大臣 花押 | 農林大臣 花押 | 労働大臣 花押 | 笹森國務大臣 花押 |
| 司法大臣 花押 | 商工大臣 花押 | 齋藤國務大臣 花押 | 竹田國務大臣 花押 |

別紙教育刷新委員会委員長報告

(注記3) 大学の地方委譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する件

右供覧

回付案

(加藤・朱憲) (加藤・朱憲) (加藤・朱憲) (加藤・朱憲)
二十二年十二月二十八日

内閣官房長官

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から別紙のとおり報告があったので命に

よって送付します。

昭和二十二年十二月二十七日

教育刷新委員会 委員長 南原 繁 印

内閣総理大臣 片山 哲殿

教育刷新委員会第五十回総会において左記事項を決議したのでこれを報告する。

なおこの決議事項を速かに実現するよう取計らわれない。

記

一、大学の地方委譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する決議(別紙)

(注記4)

大学の地方委譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する決議

(昭和二十二年十二月二十六日第五十回総会採択)

一、現在の国立総合大学を除き、大学を全面的に地方に委譲することは、左記の理由により不可能である。但し現在において地方に委譲することが適当なるものについては、これを実行し、なお将来都道府県の実力の充実に応じ適当と認められるものは、出来る限り地方に委譲すること、し、同時に教育の官僚的統制と中央集権を避け、その民主化をはかる方法を講ずること。
二、大学を地方に委譲することを不可能とする理由は左の如くである。

1. 都道府県又は市に設置される地方教育委員会は、日本の現状から考へて大学の任務遂行の理念について、十分な理解を持つ水準に到達しているとは考えられない。且つ又地方政治的利益本位の事情に動かされ易く、大学の自由とその自治を保障することが困難であり、中央で所管する以上の危惧の念が生ずる。

2. 日本の大学高等専門学校は官公私立を問わず、従来常に全国的な視野に立ち、全国的な需要に基いて配置されて来た。今官立学校を一举に地方に委譲する場合には、日本の国土計画乃至優秀な社会人、職業人の養成計画などに、全面的な見透しが不可能となり地方によつて非常な偏頗化を生ずる惧れがある。

3. 都道府県及び市の財政面から見て地方費によつて大学を維持することは極めて困難である。たまくその地に所在する所以を以て、現在の国立大学、高等専門学校をその地方に委譲することは、義務教育又は高等普通教育におけるが如き、共通的一般性がないため一般の税制改革、地方^(加筆)与税の改正によつてもその維持は困難である。目下教育に関する財政は、六・三制の遂行にも困難を感じて居り、これ以上の負担をかけることは地方に混乱を来すおそれがあり、ひいて大学の健全な発展と向上は期待出来ない。

三、大学の自由を尊重しその運営の自治を認ること。

四、教育を民主化し且つ広く国民文化の向上を図るため中央教育委員会を設置すると共に、新に文化省^(仮称)を設け、学校教育、社会教育、体育、学術、芸能、宗教其他文化に関する一切の事項を管掌し、現在の文部省は之に綜合すること。

五、中央教育委員会の組織及び権限は左の如くする。

1. 組織

中央教員委員^(育)会^(加筆)の定員は、十五名とし、その選任は左の如き方法に依ることとする。

a. 委員中六名については、各都道府県内の教育委員会の委員中より二名乃至五名^(県の大小に準じ)の選挙人を選挙し、此の選挙人が十二名の中央委員候補者を選定し、文化大臣^(仮称)は、その内より六名を指名す。

地方教育委員会委員は、^(加筆)中央教育委員会委員を兼ねることが出来ない。

b. 中央教育委員中二名は、衆議院及参議院より、其の議員中より各一名づつを指名す。

c. 委員中七名は、文化大臣^(仮称)之を推薦し、国会の承認を得ること

中央教育委員会の委員の任期は四年とす

但 a 号委員中の三名及び c 号委員中の三名^(抹消)^(加筆)の最初の任期は二年とす。

委員は重任とすることを得。

2. 権限

文化大臣（仮称）は左記の事項について中央委員会の審議を経ることを要す。

1. 学校教育に関する基本方針
2. 学校施設の基準
3. 教員資格の基準
4. 社会教育及文化事業に関する基本方針及援助
5. 教育予算の大綱及国庫補助
6. 国立学校の設置廃止
7. 官公立私立大学に関する重要な事項
8. 委員会是一般に教育文化に関し、その意見を文化大臣（仮称）に建議することを得

〔注記1〕

〔学事〕

〔注記2〕

〔佐野（立石）〕

〔注記3〕

〔抹消〕〔加藤・朱鷺〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記4〕

〔朱鷺〕〔文甲六九〕

〔公文類集 第七十二編 昭和二十二年五月二日以後 卷七十〕
学事〔全教育刷新委員会 産業―農業―〕 2A, 28-1, ③3151
委員長報告